

豊明市PRキャラクター着ぐるみ製作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

当該プロポーザルは、豊明市PRキャラクター「のぶながくん」「よしもとくん」の着ぐるみ製作業務委託において、価格並びにデザイン、構造、素材、耐久性等において最もふさわしいものを作成することを目的に行うものであり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施し、プレゼンテーションの審査結果により委託事業者を決定するものです。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

豊明市PRキャラクター着ぐるみ製作業務委託

(2) 納入場所

豊明市役所 産業支援課

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 業務内容

ア 「のぶながくん」「よしもとくん」の図案に基づき、2体の着ぐるみの頭・手・足を製作する。

※詳細は別途豊明市PRキャラクター着ぐるみ製作仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

イ 見積限度額

2,156,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル実施日程

(1) 参加申込期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月9日（金）

(2) 質疑受付期間

令和8年10月5日（月）まで

※最終回答は、10月8日（木）までに、市ホームページに掲載します。

(3) 参加資格結果通知及びプレゼンテーションの通知案内

令和8年10月13日（火）

(4) プレゼンテーション

令和8年10月22日（木）午後

（企画提案書は、令和8年10月20日（火）までに提出すること。）

(5) 審査結果公表日（予定）

令和8年10月27日（火）

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 令和8・9年度の豊明市入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該委託業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、国又は、愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 租税に滞納がないこと。

5 応募方法

参加申込期間内に下記提出書類をメールもしくは、持参により豊明市産業支援課に提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 参加届出書（様式1）
 - イ 会社概要（沿革・組織が分かる書類、パンフレットでも可）
 - ウ 製作実績を証明する書類
 - ・着ぐるみの写真（前、後、側面など別角度で3点以上）
- (2) 提出期限
令和8年10月9日（金）午後4時45分まで
- (3) 提出場所
豊明市役所産業支援課
- (4) 提出方法
メールもしくは、持参によること。

6 審査及び選考

- (1) 参加資格審査
豊明市役所産業支援課において参加資格審査を行います。
なお、次に該当する場合は、応募の無効又は失格とします。
 - ア 参加資格要件を欠くもの。

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの。

ウ その他選定に係る不正行為があったもの。

参加資格審査の結果は、令和8年10月13日（火）までにメールにて通知します。

※「参加届出書」を提出してから、プレゼンテーションへの参加を辞退される場合は、必ず「参加辞退届」（任意様式）を豊明市役所産業支援課に、提出してください。

（2）プレゼンテーション

参加資格審査に合格した参加者は、令和8年10月22日（木）にプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、参加資格結果通知と併せて通知します。

ア 企画提案書

次の事項について記載、製本した原本1部、電子データ（メール可）を持参もしくは郵送により、令和8年10月20日（火）までに提出して下さい。

（ア）業務実績及び実施体制（人員配置及び役割分担）

（イ）完成予想図

前面、後面、左右側面、上部のカラー姿図、収納時の姿図
なお、作図の方法（手書き、パソコン等）は問いません。

（ウ）設計書

設計書には以下の項目を必ず記載してください。

- a 人間が装着した時の内部透過イメージ図
- b 分割方法及び分割箇所（装着方法の説明含む。）
- c 各部品の詳細図
- d 全体及び各部品の寸法（人間との比較図）及び重量
- e 部品別の材質
- f 付属品の明細
- g 特長、特にこだわった点等

（エ）見積額

着ぐるみ製作及び企画提案書に記載の内容を全て実行できる価格（付属品、消費税等一切を含む）を表記してください。

イ プレゼンテーション

「参加届出書」の提出順に企画提案書等によるプレゼンテーションを実施します。
なお、プレゼンテーションは、参加者が1社の場合でも実施します。

〔説明要領〕

- ・参加できる人数は、3名以内とします。
- ・プレゼンテーションの時間は使用機器等の準備時間を除き30分以内とします。
- ・プレゼンテーション後の質疑応答を15分以内とします。
- ・サンプル等現物及び過去に製作した着ぐるみ（現物）を見本として持参することも可能です。会場入口寸法（幅：約100 cm×高さ約200 cm）
- ・プレゼンテーションは、業務実績点（ア）から（ウ）、企画点の（ア）から（シ）の

順番で説明してください。

- ・プロジェクターを使用する場合、スクリーン・プロジェクターは用意しますが、パソコン等は参加者が準備して下さい。（準備の関係で事前連絡をお願いします。）
- ・プレゼンテーションの順番について参加辞退届が提出された場合は、順次繰り上げるものとします。
- ・提出された書類については、返却いたしません。なお提出書類については、豊明市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

7 プロポーザルの審査事項

審査は、次の事項により評価し、100点満点（業務実績点15点、企画点60点、価格点25点に配分）のうち合計点が最も高いものを受託候補者とします。

(1) プロポーザル審査委員会

当プロポーザルについては、行政職員及び市観光協会で構成するプロポーザル審査委員会が審査します。

(2) 審査方法

各項目について採点を行い各項目の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を合計します。

ア 業務実績点 15点

- (ア) 総合的な企画力があるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点
- (イ) 着ぐるみの製作実績が豊富であるか。・・・・・・・・・・・・ 5点
- (ウ) 業務遂行のために、専門性を有する人員配置及び役割分担されているか。・・・ 5点

イ 企画点 60点

- (ア) 日本国内で製作された物か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点
- (イ) 仕様書のデザインのイメージに、ゆるキャラらしさを入れ、色も忠実か。・ 5点
- (ウ) 演技者が素人用であることを前提として製作されたか。・・・・・・・・ 5点
- (エ) 身長150～175cm程度の演技者の着用を前提として製作されているか。・・・ 5点
- (オ) 頭の動きやすさ、お辞儀をした時の安定性、長時間の着用に耐えられるか。・・・ 5点
- (カ) 頭は、通気性等を確保しつつ熱中症対策が施されているか。・・・・・・・・ 5点
- (キ) 視界を可能な限り広くし自立歩行ができ、演技者と周囲の安全が確保されているか。 5点
- (ク) 型崩れ、破損、汚れ及び洗浄による色落ちのない素材・型を採用しているか。・・・ 5点
- (ケ) 内部の構造や演技者の頭・手・足が外部から見えないか。・・・・・・・・ 5点
- (コ) 手は物を掴むことができ、足底は屋内、屋外どちらでも使用可能か。・・・・ 5点
- (サ) 頭・手・足のクリーニングは、可能か。・・・・・・・・・・・・ 5点
- (シ) 頭・手・足の移送持ち運びが容易で、ケースに収納し郵送できるか。・・・・ 5点

ウ 価格点 25点

25点を満点とし、次の式により算出した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を得点とします。

$$[\text{価格点} = 25 \times \text{最低見積価格} \div \text{見積額}]$$

以上の結果、合計得点が同点の参加者が複数ある場合は、見積額が低い方を上位とします。

8 採用業者の決定及び通知

審査結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先に通知するほか、受託候補者については、市のホームページにて公開します。

なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。

9 契約の締結

市は、受託候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、豊明市契約規則（昭和47年8月1日規則第16号）等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。また、質疑、回答書の内容についても契約時の仕様を含むものとする。ただし、本業務の目的達成のために必要な範囲においては、市と受託候補者が当該業務について協議を行い、決定する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が、契約の締結に拒否した場合、企画提案書の審査における次点者を受託候補者とする。

10 質問及び回答

質問書（任意様式）に必要事項を記載し豊明市産業支援課に持参もしくは、メールのいずれかにより提出してください。（電話及び口頭等での個別の対応は行いません。）なお、質問は参加申込日から令和8年10月5日（月）までの間、受け付けます。回答については、10月8日（木）までに、市ホームページに掲載します。

ただし、特に全体に関わらない質問については、質問者にのみ電話もしくは、メールで回答を行います。

11 その他

- （1）企画提案書として提出された書類は、全て市に帰属するものとし返却はいたしません。
- （2）提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。

担当部署

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所経済建設部産業支援課 地域振興係

電 話 0562-92-8332

F A X 0562-92-1141

E-mail sangyo@city.toyoake.lg.jp

